

第三條 (所得税法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三條 還付された個人番号カード所持者に係る第二條の規定による改正後の所得税法施行規則第八十一條の六第一項(第二号口に係る部分に限るものとし、所得税法施行規則第八十一條の二十第一項、第八十一條の二十五第一項、第八十一條の二十九第一項、第八十一條の三十三第一項、第八十一條の三十六第二項及び第八十一條の三十八第一項並びに租税特別措置法施行規則第三條の十七第七項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号口(「前号イに掲げる個人番号カード」とあるのは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第十号)第二条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令の一部改正)」の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令(平成二十六年総務省令第八十五号)第三十二條第一項(国外転出者に対する個人番号カードの還付)に規定する還付された個人番号カード」とする。
(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四條 還付された個人番号カード所持者に係る第三條の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律施行規則第四條第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「前号イに掲げる個人番号カード」とあるのは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第十号)第二条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令(平成二十六年総務省令第八十五号)第三十二條第一項に規定する還付された個人番号カード」とする。

○文部科学省令第二号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)の一部の施行に伴い、並びに公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)第七條第一号及び第二号、第二十七條、第二十八條、第三十八條において準用する第十七條及び第十九條、第三十九條並びに附則第二條第一項第三号及び第四号の規定に基づき、公認心理師法施行規則及び公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年五月二十四日

文部科学大臣 盛山 正仁
厚生労働大臣 武見 敏三
公認心理師法施行規則及び公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部を改正する省令

(公認心理師法施行規則の一部改正)

第一條 公認心理師法施行規則(平成二十九年 文部科学省令第三号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(法第七條第一号及び第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者)	(法第七條第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者)
第四條 法第七條第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。	第四條 法第七條第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
一 (略)	一 (略)

二 学校教育法による専修学校の専門課程

(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五百五十五條第一項第五号の規定により文部科学大臣が指定したものに限り。附則第八條第一項第二号を除き、以下同じ。)において第一條の二各号に掲げる科目を修めて同令第五百五十五條第一項第五号の文部科学大臣が定める日以後に修了した者であつて、同法による大学院において第二條各号に掲げる科目を修めてその課程を修了したもの
法第七條第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

二 学校教育法による専修学校の専門課程において第一條の二各号に掲げる科目を修めて学校教育法施行規則第五百五十五條第一項第五号の文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(文部科学省令・厚生労働省令で定める施設)

第五條

法第七條第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であつて、同條第一号に掲げる者と同等以上の第二條各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものとする。

一 十七 (略)

十八 子ども家庭庁組織令(令和五年政令第百二十五号)に規定する国立児童自立支援施設
十九 二十六 (略)

(登録事項)

第十二條 法第二十八條の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 本籍地都道府県名(日本国籍を有しない者については、その国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。))
三 (略)

二 学校教育法による専修学校の専門課程

(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五百五十五條第一項第五号に規定する文部科学大臣が指定するものに限り。附則第八條第一項第二号を除き、以下同じ。)において第一條の二各号に掲げる科目を修めて卒業した者であつて、同法による大学院において第二條各号に掲げる科目を修めてその課程を修了したもの
法第七條第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

二 学校教育法による専修学校の専門課程において第一條の二各号に掲げる科目を修めて卒業した者
(文部科学省令・厚生労働省令で定める施設)

第五條

法第七條第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であつて、同條第一号に掲げる者と同等以上の第二條各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものとする。

一 十七 (略)

十八 子ども家庭庁組織令(令和五年政令第百二十五号)に規定する国立児童自立支援施設
十九 二十六 (略)

(登録事項)

第十二條 法第二十八條の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 本籍地都道府県名(日本国籍を有しない者については、その国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。))
三 (略)

(登録の申請)

第十三条 公認心理師の登録を受けようとする者は、様式第二による公認心理師登録申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(登録の申請)

第十三条 公認心理師の登録を受けようとする者は、様式第二による公認心理師登録申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(第十五条において「中長期在留者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(第十五条において「特別永住者」という。)については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。第十六条第一項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し、第十六条第一項において同じ。)を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十五条 公認心理師は、登録を受けた事項に変更があったときは、様式第三による登録事項変更届出書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十五条 公認心理師は、登録を受けた事項に変更があったときは、様式第三による登録事項変更届出書に戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については、住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。))及び当該変更が行われたことを証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類とする。)を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(新設)

一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。) 住民票の写し(国籍等を記載したものに限る。)

(新設)

二 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者 旅券その他の身分を証する書類の写し

(新設)

三 前二号に掲げる者以外の者 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。)

(新設)

二 出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者 旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類

(新設)

二 次条第一項の規定による公認心理師登録証書換交付の申請又は第十六条第一項の規定による公認心理師登録証再交付の申請は、前項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて行うことができる。

(新設)

第十五条の二 公認心理師は、公認心理師登録証の記載事項に変更があったときは、公認心理師登録証の書換交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第三の二による書換交付申請書(前条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあっては、当該登録事項変更届出書、第十七条第一項において同じ。)に公認心理師登録証を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(公認心理師登録証再交付の申請等)
第十六条 公認心理師は、公認心理師登録証を汚損し、又は失ったときは、公認心理師登録証の再交付を申請することができる。

2 | 前項の申請をするには、様式第四による登録証再交付申請書(第十五条第二項の規定により同条第一項の規定による登録事項変更届出書の提出と併せて当該申請を行う場合にあつては、当該登録事項変更届出書、次項及び次条第一項において同じ。)に第十三条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添え、それを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 | 公認心理師登録証を汚損した公認心理師が第一項の申請をする場合には、前項に規定する登録証再交付申請書及び第十三条各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類に当該公認心理師登録証を添えなければならない。

4 | 公認心理師は、第一項の申請をした後、失った公認心理師登録証を発見したときは、速やかにこれを文部科学大臣及び厚生労働大臣に返納しなければならない。

(変更登録等の手数料の納付)

第十七条 国に納付する法第三十五条に規定する手数料については、第十五条の二第二項に規定する書換交付申請書又は前条第二項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第三十六条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十五条及び法第三十七条第二項に規定する手数料については、法第三十八条において読み替えて準用する法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 (略)

(公認心理師登録証再交付の申請等)
第十六条 公認心理師は、公認心理師登録証を汚損し、又は失ったときは、遅滞なく、様式第四による登録証再交付申請書及び戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを、汚損した場合にあつては、当該公認心理師登録証を添え、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(新設)
2 | 公認心理師は、前項の申請をした後、失った公認心理師登録証を発見したときは、速やかにこれを文部科学大臣及び厚生労働大臣に返納しなければならない。

(変更登録等の手数料の納付)
第十七条 国に納付する法第三十五条に規定する手数料については、第十五条に規定する登録事項変更届出書又は前条第一項に規定する登録証再交付申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、法第三十六条第一項に規定する指定登録機関に納付する法第三十五条及び法第三十七条第二項に規定する手数料については、法第三十八条の規定により読み替えられた法第十三条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 (略)

(登録簿の登録の訂正等)

第二十条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第十五条第一項若しくは第十八条の届出があつたとき又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により公認心理師の登録を取り消し、若しくは公認心理師の名称及び心理師という文字の使用の停止を命じたときは、公認心理師登録簿の当該公認心理師に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該公認心理師の名称及び当該公認心理師という文字の使用の停止をした旨を公認心理師登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は当該公認心理師の名称及び当該公認心理師という文字の使用の停止の理由並びにその年月日を記載するものとする。

(規定の適用)

第二十一条 法第三十六条第一項に規定する指定登録機関が公認心理師の登録の実施に関する事務を行う場合における第十三条から第十六条まで、第十八条(同条第一号に係る部分に限る。)、第十九条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」とあるのは「法第三十六条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「規定により」とあるのは「規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があつた」とする。

附 則

(受験資格の特例)

第四条 法附則第二条第一項第三号及び第四号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

二 平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による専修学校の専門課程に入学した者であつて、当該専門課程において前条に定める科目を修めて学校教育法施行規則第一百五十五条第一項第五号の文部科学大臣が定める日以後に修了したもの

(登録簿の登録の訂正等)

第二十条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第十五条若しくは第十八条の届出があつたとき又は法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により公認心理師の登録を取り消し、又は公認心理師の名称及び心理師という文字の使用の停止を命じたときは、公認心理師登録簿の当該公認心理師に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該公認心理師の名称及び当該公認心理師という文字の使用の停止をした旨を公認心理師登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は当該公認心理師の名称及び当該公認心理師という文字の使用の停止の理由並びにその年月日を記載するものとする。

(規定の適用)

第二十一条 法第三十六条第一項に規定する指定登録機関が公認心理師の登録の実施に関する事務を行う場合における第十三条から第十六条まで、第十八条(同条第二号に係る場合を除く。)、第十九条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」とあるのは「法第三十六条第一項に規定する指定登録機関」と、前条中「法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により」とあるのは「法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があつた」とする。

附 則

(受験資格の特例)

第四条 法附則第二条第一項第三号及び第四号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 (略)

二 平成二十九年九月十五日より前に学校教育法による専修学校の専門課程に入学した者であつて、当該専門課程において文部科学大臣が定める日以後に前条に定める科目を修めて卒業した者

公認心理師試験申込書

フリガナ				※受理番号			
氏名		(姓)					
生年月日	年	月	日	性別	☐ 男 ☐ 女 ☐ 学生 ☐ 社会人		
郵便番号	-			籍地	道県		
フリガナ	本投票所の署名は、この欄(横書き) (外投票所の署名は、この欄(縦書き))						
住所	都道府県 						
電話番号							
受取票地	都道府県						

資格該当項目 (公認心理師法(以下法という)、第7条各号)									
□ 第1号	大学等名 大学院名	卒	業	年	月	年	月	年	月
		修了	了	年	月	年	月	年	月
		(見込み)							
□ 第2号	大学等名	卒	業	年	月	年	月	年	月
□ 第3号	文部科学大学及び厚生労働大臣が法第7条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者(見込み)								
資格該当項目(法附則第2条第1項各号)									
□ 第1号	大学院名	修了	了	年	月	年	月	年	月
□ 第2号	大学院名	修了	了	年	月	年	月	年	月
□ 第3号	大学院名	卒業	業	年	月	年	月	年	月
	大学等名	卒業	業	年	月	年	月	年	月
	大学等名	卒業	業	年	月	年	月	年	月
	大学等名	卒業	業	年	月	年	月	年	月
□ 第4号	施設名 (実務経験)	職種		年	月	年	月	年	月
				年	月	年	月	年	月
				年	月	年	月	年	月
				年	月	年	月	年	月
□	受験資格に係る証明書に代わる受験票の提出試験実施の有無	提出する受験票の第1回受験	提出する受験票の第2回受験	提出する受験票の第3回受験	提出する受験票の第4回受験	提出する受験票の第5回受験	提出する受験票の第6回受験	提出する受験票の第7回受験	提出する受験票の第8回受験
□	身体に障害のある者等の受験上の配慮の有無	有	無	有	無	有	無	有	無

年 月 日
臣大司馬大臣
文部科學大臣
厚生労働大臣
指定試験機関代表者

殿

受験資格及び添付書類一覧

区分	受験資格	添付書類
法第7条第1号	大学又は専修学校(大学等)の卒業者又は学校教育法第102条第8項の規定により大学院への入学を認められた者で2年以上大学院を修了した者	卒業証明書又は学校教育法第102条第8項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 修了証明書又は修了見込証明書 科目履修証明書又は科目履修見込証明書
法第7条第2号	大学又は専修学校(大学等)の卒業者又は学校教育法第102条第8項の規定により大学院への入学を認められた者で2年以上の業務経験を有するもの	卒業証明書又は学校教育法第102条第8項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 科目履修証明書又は業務経験見込証明書
法第7条第3号	文部科学省及び厚生労働大臣が法第7条第1号及び法第2号に掲げる者以外若しくは知識及び技能を有する者(認定した者)	修了証明書 修了見込証明書 科目履修証明書 科目履修見込証明書
法附則第2条第1項第1号	法施行日前に大学院を修了した者	修了証明書 修了見込証明書 科目履修証明書 科目履修見込証明書
法附則第2条第1項第2号	法施行日前に大学院へ入学し、法施行日前までに大学院を修了した者	卒業証明書又は学校教育法第102条第8項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 科目履修証明書又は科目履修見込証明書
法附則第2条第1項第3号	法施行日前に大学又は専修学校(大学等)を卒業し、又は法施行日前に大学等に入学し、法施行日以降に大学等を卒業し又は学校教育法第102条第8項の規定により大学院への入学を認められた者で、法施行日以降に大学院を修了した者	卒業証明書又は学校教育法第102条第8項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 科目履修証明書又は科目履修見込証明書
法附則第2条第1項第4号	法施行日前に大学又は専修学校(大学等)を卒業し、又は法施行日前に大学等に入学し、法施行日以降に大学等を卒業し、又は学校教育法第102条第8項の規定により大学院への入学を認められた者で2年以上の実務経験を有するもの	卒業証明書又は学校教育法第102条第8項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 科目履修証明書又は実務経験見込証明書

- 1 該当する口は、○と記入すること。
- 2 整理番号欄には、記入されないこと。
- 3 指定は試験期間に申込し又は場合によっては、所定の手続きにより受験手数料を納付し、収入印紙を貼らないこと。
- 4 この受験申込書は申請後で受理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときは、必ず鉛筆を使用すること。また、文字等の訂正をする場合には、「ラスタック用消しゴム」を使用し、消し残さないように消すこと。
- 5 学校教育法第100条第2項の規定により大学院への入学を認められた者は、卒業年目にて代えて、同項の規定による大学院への入学年目を記載すること。
- 6 過去1人の認知心理師は受験後の受験結果の交付を受けた者(修了見込証明書、科目履修見込証明書、要綱経緯見込証明書、法第7条第1号及び第2号の規定により受験資格があると思われる者と同等以上の知識及び技能を有する見込みであること)を証明する書面の提出により当該受験後の交付を受けた者(受検資格があると思われる者と同等以上の知識及び技能を有する見込みであること)を証明する見込みであること。修了証明書、科目履修証明書、要綱経緯証明書、法第7条第1号及び第2号の規定により受験資格があると思われる者と同等以上の知識及び技能を有すること(修了見込証明書、科目履修証明書、要綱経緯証明書、法第7条第1号及び第2号の規定により受験資格があると思われる者と同等以上の知識及び技能を有すること)を証明する見込みであること。修了証明書、科目履修証明書、要綱経緯証明書及び法第7条第1号及び第2号の規定により受験資格があると思われる者と同等以上の知識及び技能を有すること(修了見込証明書、科目履修証明書、要綱経緯証明書、法第7条第1号及び第2号の規定により受験資格があると思われる者と同等以上の知識及び技能を有すること)を証明する見込みであること。
- 7 卒業証明書、修了証明書及び科目履修証明書にあつては、学校等の長が、発行したものであること。
- 8 修了見込証明書及び科目履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、修了後、遅滞なく修了証明書及び科目履修証明書を提出すること。
- 9 要綱経緯見込証明書の提出をまつて申し込む者は、要綱経緯後、遅滞なく、要綱経緯証明書を提出すること。
- 10 法第7条第1号及び第2号の規定により当該受験資格があると思われる者と同等以上の知識及び技能を有する見込みであること(修了見込証明書、科目履修証明書、要綱経緯証明書、法第7条第1号及び第2号の規定により受験資格があると思われる者と同等以上の知識及び技能を有すること)を証明する見込みであること。
- 11 用紙の大きさは、A4とする。

様式第二（第13条関係）

公認心理師登録申請書

(姓)		(名)	
(フリガナ)		通称(名)	
(旧姓)		※公認心理師登録簿及び登録年月日欄に旧姓・通称の併記を希望する方の記入してください	
生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)	本籍地(都道府県名)	性別 男 ☐ 女 ☐
郵便番号	年 月 日	電話番号	※外国の電話番号は、その国等の番号を記入してください
(フリガナ)住所 ※現住所が国外の場合は国内事項交付先住所			
試験に合格した年月	年 月	試験合格証書番号	

以下の項目に該当する場合には、該当する項目番号に○印をつけること。

1 精神の機能の障害により公認心理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

2 日から起算して2年を経過しない者

3 公認心理師法の規定その他の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるもの（公認心理師法施行令第1条）により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

4 公認心理師法第32条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

私は、公認心理師の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、公認心理師法施行規則第13条の規定により申請します。

年 月 日
文部科学大臣
厚生労働大臣
指定登録機関代表者

収入印紙
(消印しないこと。)

又は領収証書を貼ること。

備考 1 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。
2 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。
3 用紙の大きさは、A4とすること。

(公認心理師登録申請書)

氏 名	(姓)	(名)	個人番号
-----	-----	-----	------

受付年月日： 年 月 日

様式第三（第15条関係）

公認心理師登録事項変更届出書

収入印紙 (消印しないこと。)		住 所
		登録年月日
		登録番号
		(フリガナ) 氏 名
		年 月 日 生

公認心理師法第28条の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

登録事項	変 更 前	変 更 後	変更の年月日	備考

※旧姓・通称は公認心理師登録簿及び公認心理師登録証（以下、「登録証」という。）へ併記を希望する方のみ記入してください

※変更後の登録事項が記載された登録証の交付を希望する場合は、以下に記入（希望しない場合は記入不要）

☐ 登録証書換交付を希望（登録証を所持している方）
☐ 登録証再交付を希望（登録証を所持していない方）
理由： ☐ 紛失 ☐ その他（ ）

年 月 日
文部科学大臣
厚生労働大臣
指定登録機関代表者

備考 1 指定登録機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
2 該当する口は、☒ と記入すること。
3 登録証の書換交付を希望する場合は、登録証を併せて送付すること。
4 登録証の再交付を希望する場合は、登録証を提出する代わりに、登録証不所持の理由を記入すること。
5 用紙の大きさは、A4とすること。

(公認心理師登録事項変更届出書)

氏 名	(姓)	(名)	個人番号
-----	-----	-----	------

受付年月日： 年 月 日

様式第三の次に次の様式を加える。
様式第三の二（第15条の2 関係）

公認心理師登録証書換交付申請書

収入印紙
(消印しないこと。)

住所
登録年月日
登録番号
(フリガナ) 氏 名
(旧姓) (通称)

年 月 日生

公認心理師法施行規則第15条の2 第1項の規定に基づき、書換交付を申請します。

年 月 日
文部科学大臣
厚生労働大臣
指定登録機関代表者

- 備考 1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
- 2 旧姓及び通称については、公認心理師登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。
- 3 用紙の大きさは、A4とすること。

(公認心理師書換交付申請書)

氏 名	(姓)	(名)	個人番号	
-----	-----	-----	------	--

受付年月日： 年 月 日

様式第四を次のように改める。

公認心理師登録証再交付申請書

収入印紙
(消印しないこと。)

住所
登録年月日
登録番号
(フリガナ) 氏 名
(旧姓) (通称)

年 月 日生

公認心理師法施行規則第16条第1項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

理由

年 月 日
文部科学大臣
厚生労働大臣
指定登録機関代表者

- 備考 1 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
- 2 旧姓及び通称については、公認心理師登録証への記載を希望する場合のみ記入すること。
- 3 用紙の大きさは、A4とすること。

(公認心理師登録証再交付申請書)

氏 名	(姓)	(名)	個人番号	
-----	-----	-----	------	--

受付年月日： 年 月 日

(公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)
第二条 公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(平成二十八年 文部科学省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(登録事務に関する帳簿の備付け等)	第十八条 指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の削除の件数、法第三十条に規定する公認心理師登録証(次条において「登録証」という。)の書換交付及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。	(登録事務に関する帳簿の備付け等)	第十八条 指定登録機関は、各月における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の削除の件数、法第三十条に規定する公認心理師登録証(次条において「登録証」という。)の訂正及び再交付の件数並びに各月の末日において登録を受けている者の人数を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。
	(登録状況の報告)		第十九条 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、当該四半期における登録の件数、登録事項の変更の届出の件数、登録の削除の件数、登録証の訂正及び再交付の件数並びに当該四半期の末日において登録を受けている者の人数を記載した登録状況報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日(令和六年五月二十七日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、第一条の規定による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(登録事務に関する帳簿の作成及び保存に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(次項において「旧機関省令」という。)第十八条の規定に基づき作成した帳簿の保存については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(以下「新機関省令」という。)第十八条の規定に基づき作成する帳簿であつて、この省令の施行の日(次条において「施行日」という。)の属する月に係るものについては、新機関省令第十八条に規定する登録証の書換交付の件数(次条において「登録証書換交付件数」という。)のほか、旧機関省令第十八条に規定する登録証の訂正の件数(次条において「登録証訂正件数」という。)を併せて記載して、作成及び保存をしなければならない。

(登録状況報告書に関する経過措置)

第四条 新機関省令第十九条に規定する登録状況報告書であつて、施行日の属する四半期に係るものについては、施行日の属する月以後の月における登録証書換交付件数のほか、施行日の属する月以前の月における登録証訂正件数を併せて記載して、文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

○厚生労働省令第八十五号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令

関係省令の整備に関する省令

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正
(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)
次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(社会福祉士の登録事項)		(社会福祉士の登録事項)	
第九条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。		第九条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	
一 (略)		一 (略)	
二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。））		二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）	
三 (略)		三 (略)	
(登録の申請)		(登録の申請)	
第十条 社会福祉士の登録を受けようとする者は、様式第二による社会福祉士登録申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。		第十条 社会福祉士の登録を受けようとする者は、様式第二による社会福祉士登録申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者（以下「中长期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定	